

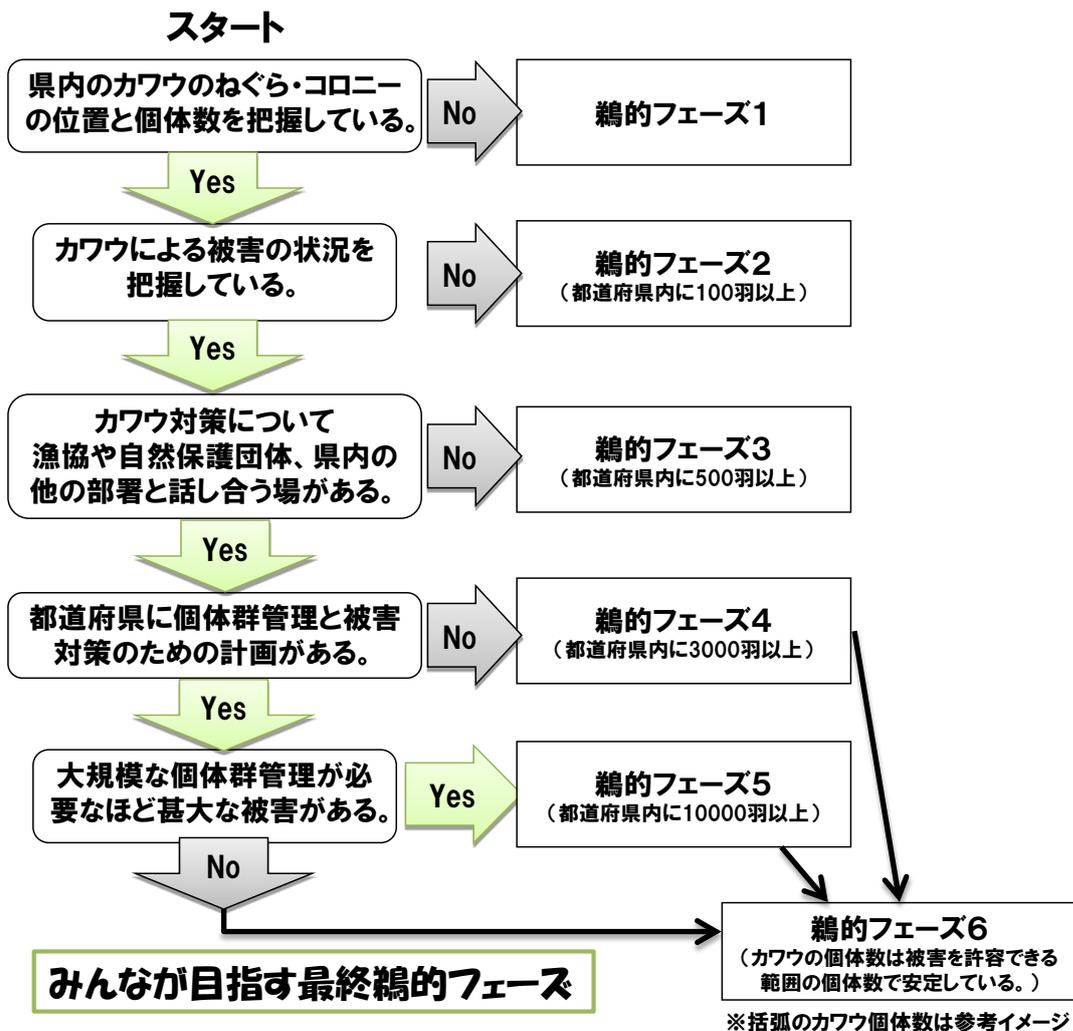
保護管理の手引き

I. 鵜的フェーズによる 都道府県状況把握

I 鵜的フェーズによる都道府県の状況把握

カワウは1970年代に一度個体数が減少し、その後、分布域が拡大していることから、カワウの個体数、水産被害の状況、対策に必要なデータの集まり方、対策の実施体制の有無などは、都道府県ごとに様々なフェーズが存在する。そこで、カワウの保護管理に取り組もうとする都道府県の担当者は、鵜的フェーズをもとに、自身の都道府県が置かれている状況をフローチャートで確認してほしい（図I-1-1）。各フェーズについて、次ページの該当欄を読めば、都道府県の状況に応じて異なる優先課題と、この手引きのどこから読めば良いかがわかる。

現在、カワウの個体群管理に特定計画や任意計画を持っている都道府県は少なく、鵜的フェーズ1～4のケースが大多数を占める。鵜的フェーズ診断に基づいて、各都道府県の現状を正しく把握し、科学的なデータに基づいた順応的管理を実施し、鵜的フェーズ6を目指して欲しい。



図I-1-1. 鵜的フェーズによる都道府県の状況把握フローチャート

鵜的フェーズ1

このフェーズは、都道府県内のカワウのねぐら・コロニーの位置、個体数を把握できていない状態で、一般に、都道府県内に生息するカワウの個体数が100羽以下で、まだ被害が顕在化していないことが多い。

鵜的フェーズ1の都道府県は、手引きの

- ・Ⅱ－2（1）カワウの生息状況の調査方法 p. 46
- を参考にし、個体数の把握を行う。

鵜的フェーズ2

このフェーズは、個体数の把握はできているが、被害状況の把握ができていない場合で、一般に、都道府県内に生息するカワウの個体数は100羽から500羽以下程度で、カワウの被害が一部地域で顕在化し、狩猟者団体に依頼してカワウの捕獲実施を考え始める段階に相当する。

鵜的フェーズ2の都道府県は、手引きの

- ・Ⅱ－2（2）被害状況の把握とモニタリング p. 54
- ・Ⅱ－2（3）対策の実施状況の記録 p. 72
- ・Ⅲ－1（3）被害の現状 p. 152

などを参考にして、被害状況の把握を行う。

鵜的フェーズ3

このフェーズは、カワウの個体数、被害状況の把握はできているが、今後のカワウ管理に向けた合意形成の場がない段階で、一般に、都道府県内に生息するカワウの個体数は、500羽から3000羽程度で、被害が顕在化している漁協などから、カワウを何とかして欲しいという要望が高まっている頃に相当する。

そこで、漁協、地方自治体の行政担当者、自然保護団体など、様々な立場の人が集まって都道府県レベルの広域的な視野でカワウについて話し合いを持つ必要がある。また、話し合いの前に、正しいカワウの保護管理手法について研修会を開き、カワウと人間の共存のあり方について合意形成を行う人たちの間で共通のゴールを明確にしておくことも非常に重要である。

鵜的フェーズ3の都道府県は、手引きの

- ・ II-1 (1) 体制づくり p. 23
- ・ III-2 事例集 p. 165

などを参考にしながら、都道府県の関係者で話し合いを重ね、その地域にあったカワウの保護管理への方向性を作っていくことが求められる。

鵜的フェーズ4

このフェーズは、県全体としてカワウの管理指針を作って取り組む段階で、話し合いを重ねていくうち、カワウ対策を継続して行っていくための体制作りが求められたり、隣接する県との調整が必要となるケースも生じてくる頃である。

鵜的フェーズ4の都道府県は、手引きの

- ・ II-1 計画の策定 p. 23
- ・ II-1 (5) 広域保護管理 p. 40
- ・ II-3 管理手法の技術指針 p. 76

などを参考にしながら、個体群管理、被害防除、生息環境管理の3本柱に則った特定鳥獣保護管理計画の策定、もしくは、県の任意計画の策定を行う。その後は、PDCAサイクルに則り、順応的管理を実践する。できれば、カワウの個体数が少なく、被害の状況が小規模のうちに鵜的フェーズ6に向かうことが理想である。

鵜的フェーズ5

このフェーズは、カワウの個体数が大幅に増え、特定鳥獣保護管理計画のもと、大規模な個体群管理を実施しなければならない段階で、カワウの生態と個体数管理に精通した専門的・職能的捕獲技術者（カラー）によるシャープシューティングを導入し、カワウの個体数調整を実施した滋賀県のケースがこれにあたる。

鵜的フェーズ5の都道府県は、手引きの

・Ⅱ-3 (2) (iii) 個体群管理II：個体数を管理する・・・ p. 88

・Ⅲ-2 (5) 滋賀県の事例・・・ p. 180

などを参考にして、特定計画によって個体数の管理目標を決め、科学的なモニタリングデータにもとづく計画的な個体数調整によって大幅な個体数の削減を行う。なお、各都道府県によって被害を許容できる範囲内の個体数は異なるので、被害状況のモニタリングから、各都道府県に見合った個体数目標を立て、カワウの個体数の状況を見ながら臨機応変に保護管理計画を実施していく必要がある。

鵜的フェーズ6

このフェーズは、その都道府県でカワウの被害を許容でき、かつ、絶滅が回避できる個体数の範囲内で共存が可能な段階で、県内のねぐら・コロニーの分布を管理し、カワウによる水産被害量を減少させていく計画と体制が整っている、または、すでに被害の軽減に成功している頃である。

山梨県の事例がこの段階に相当する。比較的被害が小さい初期段階で、正しいカワウの被害対策に対する啓発活動や県でのとり組み体制を整備したこと、また、その後も県の水産技術センターにカワウ専門の担当職員を置いて、カワウの管理の専門家を継続して育成してきたことがカワウとの共存に成功した大きな要因と考えられる。

鵜的フェーズ6を目指す都道府県は、手引きの

・Ⅲ-2 (1) 山梨県の事例・・・ p. 165

を参考にし、都道府県内に生息するカワウの個体数が増加するよりも早く、カワウを管理する体制を整えてこのフェーズに到達し、その後も管理しやすい状況を維持するために、必要な取り組みを継続していく必要がある。